

○平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する件案（平成二十五年総務省告示第百四十四号） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>施行規則第28条第10項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第1項及び第2項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。</p> <p>表（略）</p> <p>注1～25（略）</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 義務船舶局の免許人又はその免許人の加入する団体が陸上に開設する無線局を通信の相手方とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア 船舶局の無線設備</p> <p>イ 無線局の<u>通信事項が海上作業に関する事項、海上測量業務に関する事項又は航路警戒に関する事項</u>の携帯局の無線設備</p>	<p>同左</p> <p>表（略）</p> <p>注1～25（略）</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 義務船舶局の免許人又はその免許人の加入する団体が陸上に開設する無線局を通信の相手方とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア 船舶局の無線設備</p> <p>イ 無線局の<u>目的が海事用</u>の携帯局の無線設備</p>

27 (略)

27 (略)